明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境三五）　一
〔告　示〕
○工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（経済産業二五七）　七
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十四年度弁理士試験合格者（工業所有権審議会）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人自動車事故対策機構平成二十三事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事一部完了、厚生年金基金変更関係　九
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二四
会社その他
会社決算公告　二六

省　令

○環境省令第三十五号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十二日　環境大臣　長浜　博行

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。